

平成 26 年 12 月 16 日

## 子ども・子育て支援新制度の施行準備に係る留意事項について

子ども・子育て支援新制度の施行準備に当たって、大阪府として市町村に特にご留意いただきたい点は、下記のとおりです。

## 1 利用調整における他市町村から利用している在園児の取り扱いについて

(自治体向け FAQ より)

**Q** 新制度の施行に伴い、保育認定対象児童については、現に保育所や認定こども園に入所している児童も含め、利用調整の対象になるのでしょうか。利用調整の結果、保育の必要性がより高い入所希望の児童を入所させるため、退園を求められる可能性はあるのでしょうか。

**A** 現に保育所や認定こども園に入所している児童についても、市町村において改めて保育認定を行う必要がありますが、保育認定を受けた在園児については、在園を保障することが適当です。

この A の取り扱いについては、他市町村から利用している在園児についても対象になります。市町村によっては、他市町村から利用している在園児については、利用調整における優先度が低くなるため、退園を求めているケースがあります。各市町村におかれては、他市町村から利用している在園児についても引き続きの在園を保障していただきますようお願いします。

また、利用調整の際、保育の必要な保護者が、第 1 希望として、他市町村の施設を希望されたときは、市町村内の施設に希望を変更するように誘導するのではなく、保護者の選択を尊重し、他市町村と調整していただきますようお願いします。

## 2 みなし確認における必要書類について

市町村によっては、みなし確認の事業者に対し、確認に必要な書類を省略し、手続きの簡素化を図っている市町村があります。大阪府としては、みなし確認であっても、そうでなくても、確認後の指導監督の取り扱いに軽重が生じませんので、同じ書類を徴取すべきであると考えています。少なくとも、子ども・子育て支援法施行規則附則第 6 条で規定されている下記の事項を記載した書類については、必ず徴取する必要がありますので、ご注意ください。

- ・施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- ・設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ・設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- ・建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- ・施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ・運営規程
- ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- ・当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ・法第 3 3 条第 2 項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準
- ・当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
- ・法第 4 0 条第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
- ・役員の氏名、生年月日及び住所
- ・過去 3 年間ににおける利用人数を記載した書類

なお、みなし確認における大阪府の協議においては、事業者から各市町村の提出された確認申請書及び必要書類と同じものを 1 部提出していただく必要がありますので、ご注意ください。